

から十四円五銭というふうになって、この設備利用率というものを実績値でもって計算をしていくという、石炭と石油の価格というものが逆転すると、これはまあ皆さんの資料でやっておりますからこれは皆さん方もお認めになると思うんです。

さらに、私はここで問題にしたいと思っておりますが、原子力の建設費というものが、このモデルプラントの場合には二十七万円というふうになっておりますけれども、もうこの建設単価もだんだん三十万円台に入ってきておるといふことでありますので、仮に建設費を三十万円といたしますと、設備利用率を皆さんの発表の六三%にしても、実は発電コストは十五円二十一銭というふうになってまいります。で、さらに問題なのは、この発電コストの中には皆さんもお認めになっておられますように、実は廃炉のコストであるとか、あるいは高低レベル廃棄物の処分費というものがここに算入をされていないんですね。これは全く未知の部分である。特に、廃炉の経費についてはアメリカでも非常に幅がある。特にこれを三十年なり五十年なり管理をしていくことになりまして、もう建設費を上回るというこの計算をやっておる方もあるわけでありまして、そういう大きな部分がかきわめて未確定である、空白としてこの原子力のコストというものははじき出されておるといふことでございます。

これは前にちよっと紹介したと思いますが、「エネルギーフォーラム」の八二年の五月号の高橋宏さんの論文にもまあそのようなことが触れてございまして、いざいざ決して原子力というものは——いまの場合には石炭と比較をしたんですけれども、決して安くはないと、むしろやばり高いという結果がここには出てくるというところを申し上げたいと思っております。きょうは時間もございますので、こちらの試算ではそういうふうになりましたというところで、これは一覽表もお上げしましたので、皆さん方も十分さらに今後検討していただきます。

討していただきたいというふうに思います。

ただ一言言っておきますと、燃料費という下から二段目の欄のところ、その土段のフロントエントのところは〇・八三円というふうになっておりますけれども、実はこのところは、皆さん方からいただいた資料で単位時間当たりの燃料消費率がどれぐらいになっているんだというふうな点について細かい資料が得られておりませんので、こちらの方でその数字を入れました。しかし、これが違ってもそう大した影響の出る数字ではないと、その他の数字は皆さんのいままでの算式なり数値に基づいてやったということでありまして、きわめてこれは信頼性の高い数字であるということをおっしゃりたいと思っております。

次に、漁業補償についてお尋ねをいたします。この漁業補償に関する資料もお手元に二枚ございまして、これをこちらに願いたいと思っております。お配りした表は、表一というのには「原子力発電所の漁業補償」と、この一番下の欄外の注というところに「通産省資料より作成」と、こういうふうにご覧いただければ、これらと御説明しておかないとまた誤解が出るかわかりませんので、私の方で正式に漁業補償について資料提示を求めたところ、いろんな支障が生ずるので新聞発表を取りまとめたものとして提示をいたします。この数字が出てまいりましたけれども、まあその確認の段階ではこの数字には間違いがございまして、確認はできますと、こういうふうにおっしゃっておりますから、直接これと出された資料ではありませぬけれども、新聞発表の補償額についてはこれは信頼性の置ける数字であるというふうにご確認をして、ここに載ったわけでございます。

その点はよろしく申し上げます。  
○政府委員(小川邦夫君) そのとおりでございます。  
○吉田正雄君 なお、ここには——各自治体に対する協力費というものについても新聞発表を取りまとめたというふうなことがございまして、これは補償額もそれから自治体に対する協力費も、実はこれは秘密にはされておらないんで、漁協とそれから電力会社との間ではきちっと補償額について協定をして調印をして発表されている数字なんです。それから協力費についても、同じく自治体に対する協力費はその自治体の予算に計上をされております。したがって、その数字というものを見ますという、同じく新聞発表の数字と自治体の予算に盛り込まれた金額というものが一致をいたしておりますので、この点についてもその数字というものは確認できる数字であるということによろしく申し上げます。  
○政府委員(小川邦夫君) 協力金につきましてもそのとおりでございます。  
○吉田正雄君 そこで、最初に漁業補償額を算定するに当たっての算定基準というのはいかがでしょうか。  
○政府委員(小川邦夫君) ございます。

とめというふうなことがございました。これは補償額もそれから自治体に対する協力費も、実はこれは秘密にはされておらないんで、漁協とそれから電力会社との間ではきちっと補償額について協定をして調印をして発表されている数字なんです。それから協力費についても、同じく自治体に対する協力費はその自治体の予算に計上をされております。したがって、その数字というものを見ますという、同じく新聞発表の数字と自治体の予算に盛り込まれた金額というものが一致をいたしておりますので、この点についてもその数字というものは確認できる数字であるということによろしく申し上げます。

○政府委員(小川邦夫君) 協力金につきましてもそのとおりでございます。  
○吉田正雄君 そこで、最初に漁業補償額を算定するに当たっての算定基準というのはいかがでしょうか。  
○政府委員(小川邦夫君) ございます。

もう少し敷衍いたしますと、昭和三十七年に閣議決定で公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱というものが定められておりました。これを受けまして通産省におきまして昭和三十八年に電源開発等に伴う損失補償基準というものが定められておりました。これに基づいて電力会社の漁業補償が行われるよう、指導等行っておるところでございます。

○吉田正雄君 その定めた基準というのは、第二十二条の趣旨の条文というものがそういうものだと思います。もうちよっと数字という内容をお知らせいたしますと、純収益というものを利率で割ったものと、原則的にですね、そういうものだと理解をしてよろしいわけですね。  
○政府委員(小川邦夫君) そのとおりでございます。補償基準の二十二条にそのように表現しております。  
○吉田正雄君 電力会社の漁業補償額を算定するに当たって、いまお話のありました電源開発等に伴う損失補償基準という、この通産省の定めた算

定基準に準拠しなければならぬというふうな思っておりますが、その点はいかがでしょうか。  
○政府委員(小川邦夫君) 仰せのとおりでございます。

○吉田正雄君 電気事業法第百五条においては、「通産産業大臣は、毎年、電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。」とされております。その際、電力会社の支払った漁業補償額がいま話の出ましたその損失補償基準の算定基準にのっとって適正に算定されたものかどうか、チェックをされておりましたでしょうか。  
○政府委員(小川邦夫君) 監査のやり方につきましては、料金改定時の特別監査、あるいは定期監査、あるいは大きい発電所の完成の際における建設監査という監査のバリエーションはいろいろございまして、その諸監査の過程において漁業補償額につきましても基準に照らしたチェックはしております。

○吉田正雄君 そこで大臣、いまお配りをいたしました「表一 原子力発電所の漁業補償額」という表をこちらにいただきたいと思っております。  
福島第一の場合は六基ありますけれども、約四百七十万キロワットというところで、交渉妥結年が四十一年です。そのときの補償額というものがわずかという言い方は変ですが一億円であった。ところがだんだん年が経過をしていくにつれてだんだん補償額というものがふえてきております。たとえば福島第二というものが中ほどよりちょっと下にございまして、これは出力が福島第一よりも約三十万キロワットほど少ないんですけれども、補償額が十七億二千万円というところで、わずか七年間の間に十七倍にはね上がったというところがあるわけですね。

それからそういうことと見ていただくと、たとえ女川の場合でも、下から四段目ですが、宮城県の女川の場合には出力が五十二万四千キロワットですけれども、これがもう九十八億円というふうなふくらんでいる。確かに女川の場合には漁獲高が高いというふうなことを私どもは